

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 2 号	損害賠償の額の決定について
総 務 課	<p><b>【趣旨】</b></p> <p>三田市民病院における医療過誤について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方公営企業法第40条第2項及び三田市民病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>